

# 3 ひとり親家庭のサポート

## 1 相談窓口

相談機関	内 容
区役所 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)への各種制度のご案内をしています。お気軽にご相談ください。
母子福祉センター サン・ライヴ TEL 733-1166	母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん、寡婦の方の自立と就業のための相談を受けています。

## 2 手当・助成など

手当・助成	内容・対象	問合せ先
児童扶養手当	ひとり親家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(一定の障がいがある方は20歳未満)を監護する母、父または養育者に対して支給されます。公的年金等を受給している方は、公的年金等の金額が児童扶養手当額を下回る場合に、その差額分が支給されます。	区役所 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158
ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(中程度以上の障がいのある方、高校等在学中の方は20歳未満)を養育しており、何らかの健康保険に加入している母子・父子・養育者家庭の方に各健康保険制度の本人負担額に相当する額を助成します。※所得制限あり	区役所 保険年金課 国保給付・医療費助成係 TEL 965-5264
遺族基礎年金	国民年金の被保険者が死亡したとき、一定の資格期間を満たしている場合には、その方によって生計を維持されていた「子のいる配偶者」または「子」に、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(子に一定の障害がある場合は20歳になるまで)支給されます。	区役所 保険年金課 国民年金係 TEL 965-5153
災害遺児等福祉手当	交通事故やその他の災害などにより18歳未満のお子さんの父または母が死亡または重度障害者となった場合、そのお子さんの養育者に対して支給されます。	区役所 区民課 住民記録第2係 TEL 965-5121
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭・父子家庭・寡婦を対象として、お子さんの学費、引越しの際の敷金・礼金、就労のための資格取得など、各種資金を貸付けします。 ※一部所得制限あり ※資金の種類により利子や保証人等の条件が異なります。	区役所 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158

3

ひとり親家庭のサポート